The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	予防接種法について
Author(s)	林部, 弘
Citation	makoto. 1976, 16, p. 4-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86195
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

予防接種法について

厚生省公衆衛生局
保健情報課長　林部　弘

さきの第七七回国会において予防接種法の改正が行われたので、その内容等について若干記してみよう。

一、はじめに

今回の改正は、予防接種の実施方法等に関する制度上の改善と予防接種に起因する健康被害（いわゆる予防接種事故）に対する救済措置の法制化の二点を主眼とするもので、実に二十八年ぶりの大改正に相当するものであった。

予防接種の実施についての省令及び各種の通知は近日中に決定され、施行の運びとなるが、救済措置の部分については、政令の制定等に今後なお相当の時間を要するものと考えられ、現時点では未完の部分がかなり残されている。

二、予防接種制度の意義

伝染病予防対策としては、一般に感染源対策、感染経路対策及び感受性対策の三つが挙げられている。感染源対策は、感染源を早期に発見し、社会集団から隔離し治療することによって伝染病のまん延を防止しようとするものである。感染経路対策は、伝染病の病原体の感染経路をしゃ断しようとするものであり、環境衛生の改善を図ることによりその役割を果そうとするものである。感受性対策は、予防接種によって各個人又は社会集団に対して伝染病に対する免疫を与えてそのまん延の防止を図るものである。伝染病予防対策の基本は、これら三種の対策を効率的に運用することであって、これらの中のどれかが唯一絶対的なものというわけにはいかない。予防接種を法令に基づいて国民に義務付けるということは明治時代の種痘法に端を発したものであり、現行の予防接種法は昭和二十三年に制定されたものであるが、終戦後に衛生状態が極度に悪化し各種の伝染病が大流行したが、当時、予防接種が広く実施され著明な効果をあげたことは事実である。その後、伝染病の発生数も大巾な減少傾向を示しており、予防接種制度が所期の効果をあげ、公衆衛生向上の原動力として果した役割は大きい。

三、法改正の必要性

昭和三〇年代の後半に国民皆保険が達成され、医療機関の整備等が進められることとなるが、経済の高度成長は、昭和四〇年代に入っても更に持続するところとなり技術革新に裏付けられて医学医術は著しく進展し、防疫対策の推進に止まらず、上下水道、ごみ処理施設等の整備、そ族こん虫駆除技術の向上等による生活環境の改善、保健衛生知識の普及による国民の意識の変革が認められる等、予防接種制度の背景となる社会に諸々の変動が生じるに至った。

戦後二十数年を経過するうちに疾病構造の変化がもたらされ、伝染病自体の発生状況や流行の形態にも変化がみられるようになったのである。もちろん、法制定以来、数度の改正が行なわれ、その間の情勢の推移に対処してきたわけではあるが、予防接種の実施に伴い万一生じた異常な副反応による健康被害の対策についての問題等、制度全般の洗い直しを要することとなり、伝染病予防調査会での検討を経て、本年三月答申が行なわれ、その趣旨にそって法改正がなされたわけである。

四、予防接種実施方法等の変更及び健康被害救済制度の創設

対象疫病については、流行状況、治療医学の水準、環境衛生の現状等の視点から検討した結果、腸チフス・パラチフス・発しんチフス及びペストを削除し、新たに日本脳炎・麻しん及び風しんが加えられた。細菌性疾患に代ってウイルス性疾患の登場である。また、予防接種を行う必要のある疾病を政令で追加できるようになったが、近年、航空機による国際交通の発達により将来、思いがけない伝染病が移入される場合に備えたものである。予防接種の区分としては定期及び臨時の接種とし、臨時については緊急に接種を要する場合の臨時をとくに定めて罰則を規定したが、その他については罰則をすべて廃止することとなった。このことは国民が予防接種の効果を認識して、自発的に受けることを期待するものといえよう。また、近年、予防接種事故に関してのトラブルが多くなり、接種を担当する医師にのみ責任が課せられるような法律構成では予防接種の円滑な実施が困難となってきたこと、及び救済制度の法制化に当たって公権力の行使という行政責任の根拠を明確に整理しておく必要性から、法による予防接種はすべて市町村長の責任によって実施されるものとした。

昭和四十五年の種痘禍事件以来、予防接種に伴う無過失の健康被害に対しては実定法上救済される途がないし、また、接種者側に過失が予想される場合でも司法的救済には手続に日時と経費が費やされるので、閣議了解により行政措置が講じられてきた。今回の法改正は、救済措置を法的権利として確定し、年金制度の導入等を図ったものである。

なお、給付の決定は市町村長が行なうが、医学的な因果関係の認定は厚生大臣が伝染病予防調査会の意見を聞いて行うこととなっている。